

在アフガニスタン及び在イラク日本大使館及び大使館員の警備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年十一月十日

佐藤正久

参議院議長 江田五月殿

在アフガニスタン及び在イラク日本大使館及び大使館員の警備に関する質問主意書

我が国は、アフガニスタン及びイラクに大使館を開設し、安全確保に留意しつつ外交事務等を行って
いる。ただ、大使館及び大使館員の警備を民間警備会社に依頼しているが、その警備の実態が明らかにされて
おらず、今後の大使館及び大使館員の警備、或いは民生支援・文民派遣要領を検討する上で、不十分と考
える。よって以下質問する。

一 極めて厳しい環境下における在外日本大使館及び大使館員の警備について、現状をどう評価し、今後ど
のように実施していく方針なのか。政府の見解を明らかにされたい。

二 外務省は、二〇〇四年以降現在まで、在イラク及び在アフガニスタン日本大使館が契約している民間警
備会社名を明らかにされたい。

三 外務省は、二〇〇四年以降現在まで、在イラク及び在アフガニスタン日本大使館が契約している民間警
備会社との契約内容を明らかにされたい。

四 外務省は、在イラク及び在アフガニスタン日本大使館が契約している民間警備会社が使用・携行する武
器はどのような種類か、また使用・携行武器に日本政府側から何らかの制限（種類、数、使用法等）をつ

けているのか明らかにされたい。

五 外務省は、在イラク及び在アフガニスタン日本大使館が契約している民間警備会社に二〇〇四年以降、支払っている年間額（二〇〇九年においては十月まで）を明らかにされたい。

六 外務省は、現在、在イラク及び在アフガニスタン日本大使館が使用している防弾車の数、車の値段、車一台あたりの月平均の整備費（二〇〇八年～二〇〇九年九月までの平均で可）を明らかにされたい。

七 外務省は、二〇〇四年以降、イラク及び在アフガニスタン日本大使館の警備に係る予算とその内訳（要員警備、事務所・宿舍警備、事業の現場警備等）を年毎（二〇〇九年においては十月まで）に明らかにされたい。

右質問する。